

平成 24 年 11 月 20 日
福祉部光が丘総合福祉事務所

高齢者相談センター支所の増設に伴う管轄区域の見直し および運営委託事業者の選定について

高齢者相談センターは、身近な地域で相談や申請が行えるよう日常生活圏域に設置している。第 5 期計画における高齢者人口の推計では、平成 26 年度に高齢者が約 15 万人に達することが見込まれることから、支所 1 か所あたりの高齢者人口を国の基準に基づき平均 6,000 人とすべく、新たに 3 か所の支所を増設することとした。

施設運営の条件が整った 2 か所の支所については、平成 25 年 4 月に開設し、下記のとおり支所運営委託事業者を選定する。また、支所の管轄区域についても見直しを行う。

記

1 新規支所の設置場所

- ・(仮称) 練馬高齢者相談センター中村橋支所 (貫井 1-9-1)
- ・(仮称) 光が丘高齢者相談センター第 3 育秀苑支所 (土支田 1-31)

2 高齢者相談センター支所の管轄区域の見直し (案)

- ・支所管轄区域図 (練馬地域・光が丘地域) 別紙 1 のとおり
- ・支所管轄区域一覧 別紙 2 のとおり
- ・支所別高齢者人口 別紙 3 のとおり

3 新規支所の運営委託事業者の選定

(1) (仮称) 中村橋支所の選定

ア 選定方法

委託先の事業者選定は、庁内に選定委員会を設置し、プロポーザル方式により運営方針や運営体制などの提案内容を審査して決定する。

イ 応募資格

東京都内において地域包括支援センターなどの運営実績のある法人

(2) (仮称) 第 3 育秀苑支所の選定

特別養護老人ホーム第 3 育秀苑の運営法人である社会福祉法人育秀会を運営委託事業者とする。

4 スケジュール（予定）

平成 24 年 11 月 11 日	区報・区ホームページにて委託事業者募集
11 月 16 日	応募事業者説明会
11 月 19 日	提案書受付開始（12 月 10 日まで）
12 月下旬	選定委員会による審査、委託事業者の選定
平成 25 年 3 月	準備委託開始
4 月 1 日	運営委託開始